

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和元年6月4日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年6月4日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 建石 良明
委員 羽山 茂男 森田 忠彦
西田いく子 山田 強
議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 総務政策課長 奥埜 哲生
副町長 松村 勝之 財政課長 吉田 雅樹
総務部長 今川 新八 税務課長 林 達也
まちづくり推進部長 浅野 達雄 危機管理課長 村上 正規
健康福祉部長 横田 勝 観光産業課長 西本 武史
教育次長 田中 清
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 阪口 寛 田中 祐二
寺町 幸雄
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第16号 太子町森林環境譲与税基金条例制定の件
- (2) 議案第17号 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件
- (3) 議案第20号 平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開会

○辻本委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案件と致しまして、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件他1件、予算案件と致しまして、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）の以上合わせまして3件でございます。何卒よろしくご審議を頂き、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長 ありがとうございます。

本日は全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例関係が2件、補正予算が1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

まず、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件について、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○西本観光産業課長 おはようございます。それでは、私の方から、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件についてご説明を申し上げます。

まず最初に、この基金条例を制定するに当たりまして、背景となります法制度の趣旨についてご説明申し上げます。

国におきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年3月29日に公布されました。

これは温室効果ガス排出削減や災害防止等を図る為に、森林整備等に必要な財源を安

定的に確保する観点から創設されたものでございます。

法律では、令和6年度から森林環境税の市町村による賦課徴収が始まると共に、今年度から森林環境譲与税の市町村等の譲与が始まるとされております。

このことを受けまして、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、町内の森林の整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てる為、森林環境譲与税を財源とした基金条例を制定するものでございます。

議案書の2頁をお開きください。お願い致します。

それでは、制定の内容を各条項に沿ってご説明申し上げます。

太子町森林環境譲与税基金条例でございます。

第1条、設置でございます。太子町における森林の整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てる為、太子町森林環境譲与税基金を設置するとしております。

第2条は積立額についてでございます。基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とするとしております。本議会では、補正予算額としまして、国見込み額であります70万円を予算計上させて頂いております。

第3条は管理についてでございます。これは他の基金同様、基金に属する現金は、金融機関への預金等による、確実かつ有利な方法で保管していくとするものであります。

続きまして、第4条、運用益金の処理と致しまして、基金の運用から生じる利益、利息のことを指しますが、これは一般会計歳入歳出予算に計上していくものとしております。

第5条、組み替え運用でございます。これも、他の基金同様に財政上必要がある時は、基金を歳計現金として日々の支払いに充てる資金として、組み替え運用することが出来ると定めております。

第6条は、処分と致しまして、基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金を取り崩すことが出来るとしております。

第7条は委任規定でございます。条例の施行に関し、必要な事項は別に規則等で定めることとしております。

最後に附則でございますが、施行日を公布の日からとしております。これはこの基金の造成に当たりましては、基金の原資につきまして、本議会に議案上程させて頂いております、平成31年度一般会計補正予算で措置することと考えております。補正予算共々議会での議決を頂けましたら、公布の上、その日をもって施行ということにしてお

ります。

以上、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件について説明を終わります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 そのことで、勉強会でも教えてもらったんですけども、もともとのことをちょっと聞いてもいいですか、森林環境税。税のことだからどちらの会計ですか。一般会計の補正で聞いた方がいいのですか。ここで聞いてもいいですか。

そしたら、お尋ねします。

令和6年から課税となっていますけれども、これは私ら住民全員ですか。

○西本観光産業課長 森林環境税は住民、国民、個人にかかって参る税でございます。

○西田委員 そしたら、非課税の人にもかかってくるということですか。

○西本観光産業課長 この森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、非課税というところの条項がございます、例えばですけども、生活保護を受けておられる方、障がいがある方、未成年の方、それと寡婦等、そういった方々については非課税ということで記載されています。

○西田委員 それで、これ、もともとはだから、温室効果ガス排出削減目標達成とか、そういう環境についてでありますか。私ら車を乗っている者としても考えなあかんことだろうし、ガスを排出しているという人もそうかもしれませんけれども、企業に課税はされているんですか。

○西本観光産業課長 法律の方では国民個人に課税されています。

○西田委員 個人から薄く取るよりも、やっぱりそういう企業に社会的責任を果たさせるべきだと思うんですけど、法律はそうなっているということで、太子町に今回70万円だったっけ、何ぼ入ってくるかというのは、そういうのは全国からの太子町はどういう計算式でなっているんですか。

○西本観光産業課長 本町では、一応国の見込み70万円でございますが、その算出根拠でございます。31年度の総額に対しまして、市町村でそのうちの10分の8を予定されておりまして、その10分の8の中で私有林人工林面積割、それから林業就業者数割、それから人口割、そういったものを計算しまして、70万円ということで聞いておりま

す。

○西田委員 まだ集めてないけれども、集めるようになった時、今の人口で今の森林面積でといたら、これからもずっと70万円入り続けるということですか。

○西本観光産業課長 今、国の方から聞いておりますのは、今年度から3年間はこの額、同額でやられるように聞いております。

○西田委員 それと、今の林業就業者数というと太子町では何人いてるんですか。

○西本観光産業課長 1名の方を林業就業者数割の太子町内の人口ということで計上しております。

○西田委員 農業就業者といたら、農業の収入でやっている人。林業就業者というのは、林業のみを収入でやっている人を指すのですか。どういう人を指すんですか。

○西本観光産業課長 平成27年の国勢調査で林業就業者数として計上された人数を全国に載せて計上しております。

○西田委員 私だったら、議員と書くみたいに、その人が林業就業ですと、丸している人をそういう位置にするのでしょうか。

○西本観光産業課長 申し訳ございません。国勢調査がその時どんな形で記載がされたのか、ちょっと今、手元にご覧いただけますので、申し訳ございません。

○西田委員 では、掛けでいけば、林業就業者数が増えたら掛け率は上がって、金額も上がるのかなと思うんですけれども、太子町で林業就業者数を増やす努力をするのか、どうなのかなとも思いながら、一番、この中で面積はそう変わらなんでしょうし、人口は減るかなと思うんですけど、就業者数を増やせば掛け率が上がるのかなと思ったので、お聞きしました。

それと、勉強会で出た事業メニューがあるではないですか。この70万円を使って、何をしていくかということはもう考えていらっしゃるんですか。

○西本観光産業課長 現在考えておりますのが、そもそもこのメニューが災害の防止、そういったことも加味されていますので、近年、災害が多発しておりますので、そういう災害防止の観点から、今後定期的な林道の維持管理が出来ればなというふうには考えております。

○西田委員 野生鳥獣対策にも使われるとかもありますし、この後出てきますけど、山田財産区で台風被害で木が倒れたりとか、そうならんが為の先回りでそういうところの木の伐採の中にも使ってもいいということですか。

- 西本観光産業課長 おっしゃる通りでございます。
- 辻本委員長 他にございませんか。
- 建石委員 これ、一応、令和6年からの課税ということになっているんだけど、国の方針施策として、全体の税額は示されていますか。大体どれくらいの税額で入るだろうということは示されているのかな。まだやったら、まだでいいし。
- 西本観光産業課長 申し訳ございません。今、私の方では、ちょっと把握しておりませんが、お答えになるか、環境譲与税の方は、先程、市町村10分の8とか申し上げましたけれども、それは今、31年度、令和元年度の譲与額を2千億円というふうに計算して全国市町村、そういった割で計算された結果が本町の場合、70万円というふうになっております。
- 建石委員 通常、我々から考えれば、70万円の基金を持って、この事業メニューが妥当なのかどうかというのがまず1つの不安。それと、やっぱり最終的には、山のない都市部の人らにも税負担をしてもらう。当然、これは下流全域の地域の安全を含んだ状況の中の認識のもとで、この環境税が出来てきたと思うのだけれども、これ70万円というのはいろんな計算方法があるのだけれども、妥当やと思っていますか。
- 西本観光産業課長 本町の場合、1年間70万円がおりてくることが妥当かどうかということですか。
- 建石委員 はい。
- 西本観光産業課長 その件に関しましては、国の方でそういう市町村への按分率が決まりましたので、今、こちらの方で妥当かどうかということについてはなかなか、国からおりてきた額を、やっぱり適正に使っていくというふうなことです。
- 建石委員 先程、3年間云々の話が出たと思うんです。それに応じて、例えばこの事業メニューを6年度から本格的にやっていくのかどうか、そうか、前倒しでやっていくのかどうか、その辺はどうですか。
- 西本観光産業課長 例えばですけれども、平成30年度に箱ヶ原林道というふうに、この整備を約300万円ほどで予算を見て頂いて整備を行いました。例えばですけれども、70万円、300万円には4、5年ですかね。勿論少ないお金ですとなかなか一体的な整備が出来にくい部分がございますので、例えばの一例としまして、そういった30年度の林道整備なんかのそういう額も踏まえて、4、5年ぐらいを見た基金で積み立てさせて頂いて、一体的な整備にという方法もあるのかなというふうには今考えてお

ります。

○建石委員 この条例の中で管理、3条の中で、確実かつ有利な方法により保管しなければならないという文言が入るんだけど、有利な方法とはどんな方法なのか。

○吉田財政課長 定期預金とか、あとまだうちは実施しておりませんが、国債とかの活用も考えられると思います。

○辻本委員長 他にございませんか。

○羽山委員 国民一人ひとり納税者にかかってくる税金だということなんです。金額はどれぐらいになるのですか。一律、皆、決まってんの。

○西本観光産業課長 森林環境税で、今、このところでは年額1千円ということで記載をされております。

○羽山委員 年1回、1千円払う訳ですか。

○西本観光産業課長 そうでございますね。

○辻本委員長 他にございませんか。

○山田委員 たまたま国勢調査で、林業が1人ということが出てきたので、70万円ということになったんだけど、その林業という基準、こういう人が林業であるという規格かなんかがあるんですか。

○西本観光産業課長 申し訳ございません。27年度の国勢調査での林業就業者数ということでは、ちょっと今、把握出来ておりません。申し訳ございません。

○山田委員 我々は国勢調査で書類が来て、ここへチェックしたり色々するんだけど、その時に僕が誤って、チェックしていたら、林業が2人になるんやね。

○西本観光産業課長 繰り返しになりますが、この環境譲与税の基準は林業者数、この按分の要因の1つであるということでございます。

○山田委員 何かものすごくその辺が曖昧であるんですけど、ちょっと考えてもらわなあかんのですけどね。ただ、今度は逆にこの人が1名申告したから70万円おりてきて、この人に対する補助というのはいないんですか。

○西本観光産業課長 この税制度ではそういう個人にはございません。

○山田委員 何やようわからんけど。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第16号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件については、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件について、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○村上危機管理課長 おはようございます。それでは、私の方から、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件についてご説明を申し上げます。

始めに、改正に至りました経緯についてご説明を申し上げます。

第8次地方分権一括法案による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、被災者の返済負担を低減し、被災者支援の充実強化に資する為、市町村が条例を独自に設定し、政策判断に基づいた低い利率での貸し付けが可能となりました。

又、近年の社会情勢を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から法律施行令の一部が改正され、償還方法の拡充として、月賦償還による償還方法の追加及び保証人の要件緩和として、連帯保証人の必置事務が撤廃されました。

以上の制度改正に伴い、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、災害援護資金の貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する方式及び利率を3%から1%に改めると共に、償還につきましては、年賦償還、又は、半年賦償還に月賦償還を追加するものでございます。

それでは、お手元の資料の3枚目の新旧対照表にてご説明致します。

第14条は、災害援護資金の貸付利率に係る規定で、見出しの文言字句の整理及び保

証人の有無による貸付利率、保証人の責務について、新たに2、3項を追加、項立てでしております。

第15条は、償還等に係る規定で、月賦償還を追加すると共に、法改正に伴う条ずれ等、文言字句の整理を行っております。

恐れ入ります。戻って頂きまして、2頁をお願い致します。

本条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 年3%が高いと思うから、下がったのはいいんですけど、それを町村、自治体で決めれるんでしたら、完全無利子にすることが出来たのかなとも思わなくもないんですが、どこもこんな感じですか。1%のこと、低いところもあるんですか。

○村上危機管理課長 利息につきましては、この貸し付けの事務費に使われますので、全く無利子というのはちょっと難しいと思います。

他市町村の状況なんですけれども、富田林市、これは保証人、ありなしで連動されていまして、保証人なしの場合1%、ありの場合は0%、河内長野市も同様でございます。大阪狭山市が保証人の緩和はなしで3%のまま、羽曳野市は保証人ありが0%、なしが1.5%、松原市も同様の方法という形になっております。

ちなみに、1%の利息を提供していることにつきましては、参考になんですけれども、母子父子寡婦福祉資金の貸付利率を適用しております。

○西田委員 今言ってくれはった意図は、近隣でいけばうちはいいですよということなんですか。

○村上危機管理課長 おっしゃる通りです。

○西田委員 ちなみに、太子町で支給したことはあるんですか。

○村上危機管理課長 この災害弔慰金の支給等に関しては、災害救助法が適用された災害に限定されますので、そういった災害は過去にはございません。

○西田委員 それでいけば、どういった災害ですか。熊本地震とか、そんなぐらいですか。

○村上危機管理課長 災害救助法が適用される災害に関しましては、災害により市町村の人口に応じた一定以上の住家の滅失がある場合ですね。本町であれば、住家の全壊が4

0世帯以上に対して行うもので、国が地方公共団体の協力のもと、応急的に救助を行う
ものでございます。

近年でいいましたら、大阪北部地震、西日本大水害ですね。当然、熊本地震も適用さ
れております。

○西田委員 だから、おうちが潰れた時というか、被害を受けた時に出てくると。

○村上危機管理課長 そうですね。本町であれば住家全壊40世帯以上ある災害というこ
とです。

○辻本委員長 他にございませんか。

○建石委員 これ、貸し付けの原資、一応国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1
となっているんだけど、太子町は原資の出資というか、持ち出しはあるんですか。

○村上危機管理課長 原資についてはございません。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第17号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給
等に関する条例中改正の件については、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算(第1号)に
ついて、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○吉田財政課長 それでは、議案第20号、平成31年度山田財産区特別会計補正予算
(第1号)のご説明を申し上げます。

予算書の1頁をお願い致します。

本補正予算でございますが、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1

04万円を追加し、総額を1千616万2千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出あわせてご説明申し上げます。

まず、歳出でございます。

8、9頁をお願い致します。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節一般会計繰出金、補正額104万円、これは平成30年度に一般会計において実施致しました農林施設災害復旧事業のうち、文化池の事業費に係る国費が平成31年度に交付されることとなり、国庫支出金が確定されたことに伴い、地元負担金として104万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて、歳入でございます。

6、7頁をお願い致します。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目山田財産区基金繰入金で、補正額104万円の財源措置を行っております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 国庫支出金が確定したということですが、文化池、これ、結局、総額いくらかかって、国に何ぼ出てきて、太子町は何ぼ出して、財産区から何ぼ出したって、わかりますか。

○吉田財政課長 文化池の全体事業費でございますが、1千866万5千640円、国庫補助金が92.2%で1千720万9千720円、町並びに山田財産区の負担金が7.8%で、町費が41万5千978円、山田財産区の負担金が103万9千942円でございます。

○辻本委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第20号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でした。

午前10時03分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 辻 本 馨